

# 島根県報

平成28年3月25日 (金) **号外 第 4 2 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

# 目 次

### 【人委規則】

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	2
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	6
職員の絵与の支絵に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	F

## 人 事 委 員 会 規 則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第1号

- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成15年島根県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。 第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第6条第1項中「できる第1号任期付研究員」の次に「(条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。)」を加える。

#### 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第2号

- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第3条中「特定任期付職員」の次に「(条例第6条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 別表第4を次のように改める。

別表第4 (第6条の10関係)

職員の区分		1	項職	員			
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	2項職員	3項職員
期間の区分							
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	50, 500	45,000
1年以上2年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	50, 500	40, 000
2年以上3年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	50, 500	35, 000
3年以上4年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	50, 500	30, 000
4年以上5年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	50, 500	25, 000
5年以上6年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	50, 500	20, 000
6年以上7年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	48, 700	15, 000
7年以上8年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	46, 900	10, 000
8年以上9年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	45, 100	5, 000
9年以上10年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	43, 300	
10年以上11年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	41, 500	
11年以上12年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	39, 700	
12年以上13年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	37, 900	
13年以上14年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	36, 100	
14年以上15年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	34, 700	
15年以上16年未満	413, 300	367, 600	307, 800	250, 400	184, 100	33, 300	
16年以上17年未満	408, 900	363, 600	304, 500	247, 800	182, 500	31, 900	
17年以上18年未満	404, 500	359, 600	301, 200	245, 200	180, 900	30, 500	
18年以上19年未満	400, 100	355, 600	297, 900	242,600	179, 300	29, 100	
19年以上20年未満	395, 700	351,600	294, 600	240, 000	177, 700	27, 700	
20年以上21年未満	391, 300	347, 600	291, 300	237, 400	176, 100	26, 300	
21年以上22年未満	371, 900	330, 700	277, 500	225, 400	166, 900	25, 700	
22年以上23年未満	352, 100	313, 500	263, 500	213, 500	157, 100	25, 100	
23年以上24年未満	332, 800	296, 800	250, 000	201, 500	148, 000	24, 100	
24年以上25年未満	313, 400	279, 900	236, 100	189, 700	138, 300	23, 500	
25年以上26年未満	293, 900	263, 000	222, 400	177, 900	129, 100	22, 900	
26年以上27年未満	271, 200	242, 200	204, 800	163, 500	118, 100	22, 300	
27年以上28年未満	249, 000	221, 800	187, 700	149, 200	107, 700	21, 700	
28年以上29年未満	226, 600	201, 400	170, 400	134, 900	97, 400	20, 900	
29年以上30年未満	203, 800	180, 600	152, 800	120,600	86, 400	20,600	
30年以上31年未満	179, 000	158, 700	134, 800	105, 600	75, 800	20, 200	
31年以上32年未満	154, 100	136, 800	116, 500	90, 800	64, 700	19, 600	
32年以上33年未満	129, 500	115, 100	98,600	75, 600	54, 300	18, 700	
33年以上34年未満	91, 400	83, 200	72, 600	56, 500	40, 100	17, 800	
34年以上35年未満	56, 100	53, 400	48, 300	38, 100	26, 900	17, 100	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。

- 2 この表において、「1項職員」とは第6条の5第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2 項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第6条の5第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号 の職を占める職員及び同項第3号の職のうち人事委員会が認める職を占める職員を、「3種」とは同項第 3号の職(人事委員会が認める職を除く。)を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員 を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成27年4月1 日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

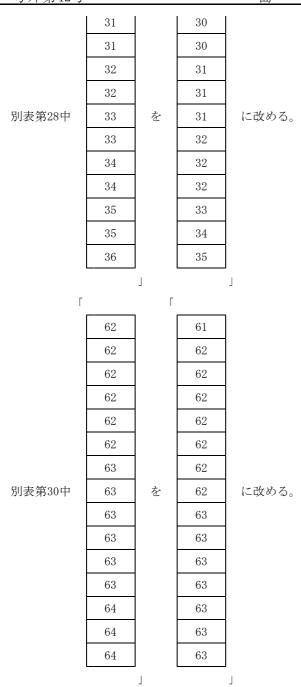
島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第4号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正す る。

Γ		Γ		
	22		21	
	22		22	
	23		22	
	23		22	
	24		23	
	24		23	
	25		23	
	25		24	
	25		24	
別表第27中	25	を	24	に改める。
	26		25	
	26		25	
	26		25	
	26		26	
	27		26	
	27		26	
	27		27	
	27		27	
	28		27	
		١		J
Γ		ſ	Г	1
	30		29	
	30		30	



附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員 及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則 の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」 という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定 にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要が

あると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

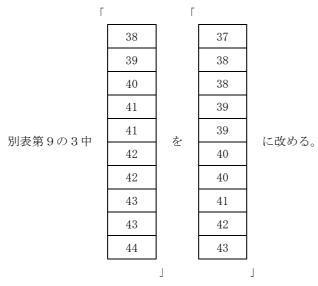
平成28年3月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第5号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。



#### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない教育職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及 び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員(個別に人事 委員会の承認を得て号給を決定することとされている教育職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける教育職員 との均衡上必要があると認められる教育職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による ことができる。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第6号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成27年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の表中「100分の18」を「100分の18.5」に、「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

附則第3項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。